NEW

択一予想論点マスター講座

1年総合本科生プラス 限定!

出題予想論点の総整理! 直前期対策講座の決定版!

本試験までの残り3ヵ月間で、合格に必要不可欠な「択一式試験」の最終チェックを行う講座です。
出題が予想される論点に的を絞り、多肢択一式の演習を通して出題予想論点の総整理、解法テクニックを学習します。
解説レジュメは各論点の重要事項を整理しやすいように表などを掲載しており、直前期の総まとめとして、
また、出題予想対策として最適な教材をご提供します。

出題実績及び予想

「出題予想論点」を提示。時間の限られた直前期に、どの論点を中心に学習すべきか、やるべきところはどこかをはっきりさせ、復習効率を高めます。

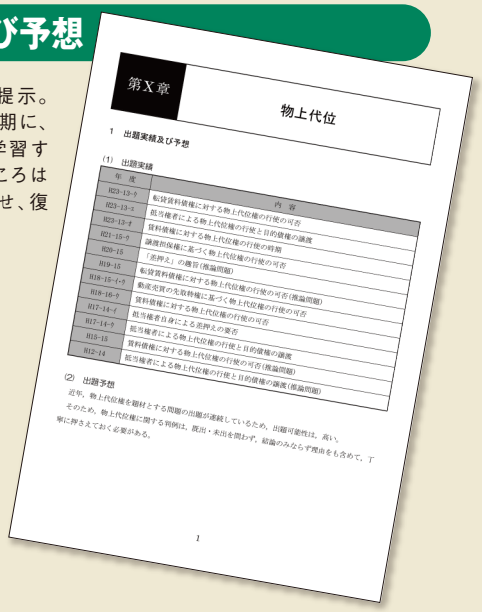

第X章 物上代位

1 出題実績及び予想

(1) 出題実績

年度	内容
H23-13-ア	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H23-13-イ	賃料債権による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H23-13-オ	賃料債権に対する物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H21-15-ウ	譲渡担保権による物上代位権の行使の時期
H20-15	「差押え」に基づく物上代位権の行使の可否
H19-15	転貸賃料債権に対する物上代位権の行使の可否(複論問題)
H18-15-イ-5	動産売買の先取特権に基づく物上代位権の行使の可否(複論問題)
H18-16-ウ	賃料債権に対する物上代位権の行使の可否
H17-14-イ	抵当権者自身による差押えの要否
H17-14-ウ	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡
H15-15	賃料債権による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(複論問題)
H12-14	抵当権者による物上代位権の行使と目的債権の譲渡(複論問題)

(2) 出題予想

近年、物上代位権を題材とする問題の出題が継続しているため、出題可能性は、高い。
そのため、物上代位権に関する判例は、説示・未出を問わず、結論のみならず理由をも含めて、丁寧に押さえておく必要がある。

1

論点解説

重要論点を表などでわかりやすく掲載。知識の整理を容易にし、理解をさらに促進させます。このレジュメの表を活用して、自分のオリジナルノートを作成することもできます。

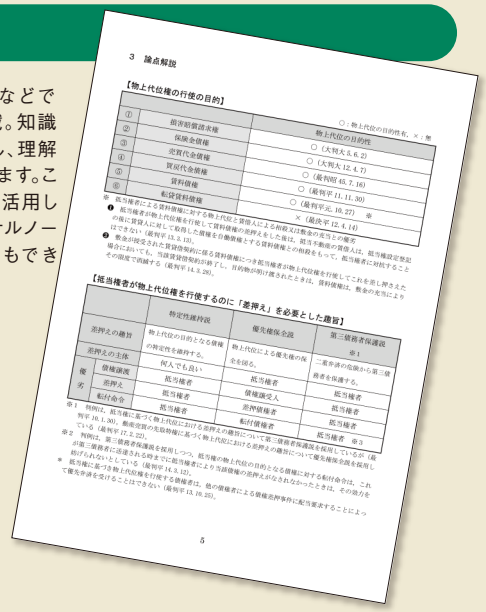

3 論点解説

【物上代位権の行使の目的】

		○:物上代位の目的性有、×:無
①	損害賠償請求権	○(大判大5.6.2)
②	保険金債権	○(大判大12.4.7)
③	売買代金債権	○(最判昭45.7.16)
④	賃貸代金債権	○(最判平11.11.30)
⑤	賃料債権	○(最判平元.10.27) ※
⑥	転貸賃料債権	×(最決平12.4.14)

※ 抵当権による賃料債権に対する物上代位と賃借人による相殺Xは敷金の充当との優先
❶ 抵当権者が物上代位権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の使用収益の権原に賃貸人にて一般債権を行使して賃料債権の差押えをした後は、抵当不動産の使用収益の権原はできない(最判平元.10.27)。
❷ 敷金が授受された賃貸借契約の終了し、目的物が明け渡されたときは、賃料債権は、敷金の充当により消滅する(最判平14.3.28)。

【抵当権者が物上代位権を行使するのに「差押え」を必要とした趣旨】

	特定性維持説	優先権版企図	第三債務者保護説
差押えの趣旨	物上代位の目的となる債権の特定性を維持する。	物上代位による優先権の海を充分。	第三債務者の危険から第三債務者を保護する。
差押えの主体	何人でも良い	抵当権者	一般弁済の危険から第三債務者を保護する。
優先権譲渡	抵当権者	抵当権者	抵当権者
差押え	抵当権者	債権譲受人	抵当権者
転付命令	抵当権者	抵当権者	抵当権者
		差押債権者	抵当権者
		転付債権者	抵当権者
		抵当権者 ※3	抵当権者 ※3

※1 例外は、抵当権に基づく物上代位における差押えの趣旨について第三債務者保護説を採用している。(最判平10.1.30)。動産売買の先取特権に基づく物上代位における趣旨について優先権版企図を採用し
※2 判例は、第三債務者保護説を採用しつつ、抵当権者の物上代位における差押えの趣旨について優先権版企図を採用している。
※3 第三債務者に通知されるまでに抵当権者により当該債権の差押えがなされなかったときは、これ
※ 抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者は、他の債権者による質権差押事件に配当要求することによって優先弁済を受けることはできない(最判平13.10.25)。

5

問題・解説

本試験と同形式の「多肢択一式」問題の演習を行います。この演習問題を通して、出題予想論点の総整理を行うとともに、「解法テクニック」を学習するので、本試験当日の効率的な問題の解き方が身につきます。

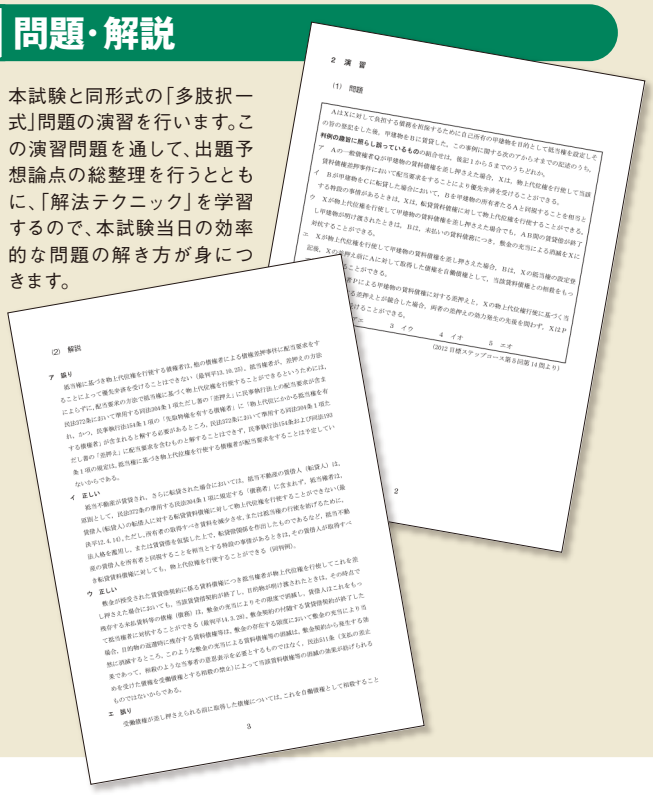

2 演習

(1) 問題

AはXに対して負担する債務を担保するために自己所有の甲建物を目的として抵当権を設定した。
判例の趣旨に照らし誤っているものの組合せは、後記1からエまでの記述のうち、
ア Aの一般債権者Bが甲建物の賃料債権を差し押さえたとき、Xは、物上代位権を行使して当該賃料債権差押事件において配当要求をすることにより優先弁済を受けることができる。
イ Bが甲建物をCに転貸した場合において、Bを甲建物の所有者とみなす同様のことが生じる。
ウ Xが物上代位権を行使して甲建物の賃料債権に対して物上代位権を行使することができる。
エ 甲建物が明け渡されたときは、B自身が賃料債権を差し押さえた場合でも、Aは賃料の賃貸借が終了
オ Xが物上代位権を行使して甲建物の賃料債権を差し押さえた場合で、Aは賃料の賃貸借が終了
カ Xが物上代位権を行使して甲建物の賃料債権に対する差押えと、Xの抵当権の設定登
キ Xが物上代位権を行使して甲建物の賃料債権を差し押さえた場合で、B自身が賃料債権を物上代位することができる。

1 ア 2 イ 3 ウ 4 イオ 5 ニオ

(2012 日標ステップコース第5回第14問より)

2

(2) 解説

ア 誤り
抵当権に基づき物上代位権を行使する債権者は、他の債権者による質権差押事件に配当要求をすることによって優先弁済を受けることはできない(最判平13.10.25)。抵当権者は、差押えの方法による不利に、配当要求の方法で抵当権に基づく物上代位権を行使することができるというためには、民法372条において準用する同法304条1項の「先取特権を有する債権者」に「物上代位権に基づく抵当権を有する債権者」が含まれると解する必要があるところ、民法372条において準用する同法304条1項で、「差押えに」の「差押え」を必要とした趣旨は、民法304条1項の規定は、物上代位権の行使の時期を明確にするためであるから、民事執行法145条1項の規定は、民事執行法145条1項の「差押えに」の「差押え」に配当要求を含むものと解することは、民法304条1項の規定は、物上代位権の行使の時期を明確にするためであるから